

第2次留萌市男女共同参画基本計画

(令和5年度～令和14年度)

留 萌 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の基本理念	3
5	計画の基本目標	4
6	計画の体系	5

第2章 留萌市における男女共同参画に関する現状

1	人口動態	6
2	男女共同参画に関する認識	7

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画の実現に向けた意識の変革	9
基本方向1	男女共同参画の啓発の推進	9
基本方向2	男女共同の視点に立った教育の推進	10
基本目標Ⅱ	男女が共に活躍できる環境づくり	12
基本方向1	女性活躍の機運醸成と見える化の推進	12
基本方向2	働く場における女性の活躍推進	13
基本方向3	農林水産業・自営業における男女共同参画の促進	16
基本方向4	地域社会における男女共同参画の促進	17
基本目標Ⅲ	安心して暮らせる社会の実現	19
基本方向1	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	19
基本方向2	みんなが安心して暮らせる環境の整備	20
基本方向3	生涯にわたる健康づくりの推進	22

第4章 総合的な推進

1	庁内における推進	24
2	国、北海道、他市町村との連携	24
3	市民、団体等との連携	24
4	推進管理	24

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男女の人権が尊重され、少子高齢化の進展や国際的協調、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現を目指し、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されました。

留萌市では、平成15年に「男女平等参画もいプラン」を策定して以降、様々な取組を推進しており、平成25年からは、「留萌市男女共同参画基本計画」に基づき、男女がその人権を互いに尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進してきました。

この間、国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正など、法律の整備が進むとともに、令和2年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

これらのことから、令和4年度をもって計画期間が終わりを迎える「留萌市男女共同参画基本計画」の中で展開してきた施策を基盤に、新たな課題も踏まえつつ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現に向け、一層の推進を図っていくため、「第2次留萌市男女共同参画基本計画」を新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 「男女共同参画社会基本法」第14条に基づく基本計画

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条第2項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(3) 「留萌市総合計画」を推進するための個別計画

(4) 「持続可能な開発目標（SDGs）」を推進するための計画

持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年の国連サミットで加盟国の全会一致で採決された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。



3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から概ね10年間とします。なお、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを検討していきます。

4 計画の基本理念

国の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、次の基本理念のもと、人権が尊重され、性別に関わりなくともに個性と能力が発揮できる社会を築いていくことを目指します。

(1) 男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳を重んじるとともに、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として、能力を発揮できるよう配慮されること。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮（第4条）

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定の場に共同して参画できる機会が確保されるよう配慮されること。

(4) 家庭生活とその他の活動の両立（第6条）

男女がお互いに協力して家庭を築き、ともに仕事や地域活動等さまざまな活動の両立ができるよう配慮されること。

(5) 国際的協調（第7条）

国際社会における男女共同参画の取組を踏まえながら、男女共同参画社会の形成が行われるよう配慮されること。

5 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、次の3つの基本目標を設定して施策を推進していきます。

【基本目標Ⅰ】 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

男女共同参画社会を実現するためには、これまでの社会制度や慣行などから形成された固定的な性別役割分担意識にとらわれず、市民一人ひとりが自分事として男女共同参画を考えることが重要です。

男女共同参画に関する理解を深め、機運を醸成するための広報啓発活動を推進するとともに、子どもの頃から、家庭や学校などを通じて人権の尊重と男女共同の意識を身につけることができるよう、学習機会の充実を図ります。

【基本目標Ⅱ】 男女が共に活躍できる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が家庭・職場・地域などあらゆる場面において個性と能力を発揮し活躍できる環境をつくることが重要です。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を受け、女性が政策・方針決定の場に参画できることや、仕事と家庭を両立できること、地域活動に参画できることなど、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

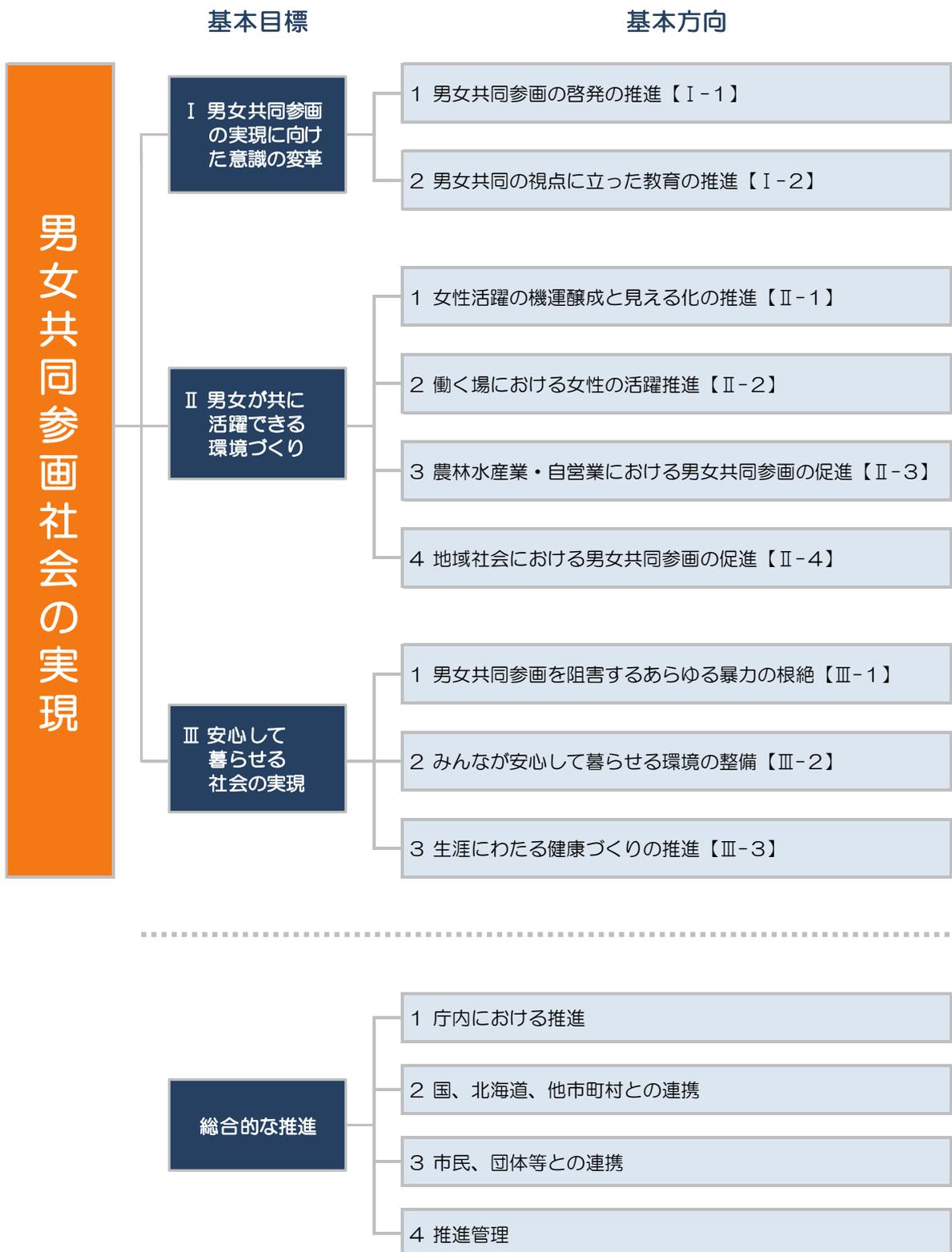
【基本目標Ⅲ】 安心して暮らせる社会の実現

性犯罪等の暴力は重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではありません。暴力の根絶と被害防止に向けた取組を推進します。

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が互いの身体の特徴を理解しながら、心身ともに健康でいきいきと生活できる環境を作ることが重要です。

特に女性は、妊娠や出産など女性特有の経験をする可能性があることから健康の保持・増進を一層支援する取組の充実を図ります。

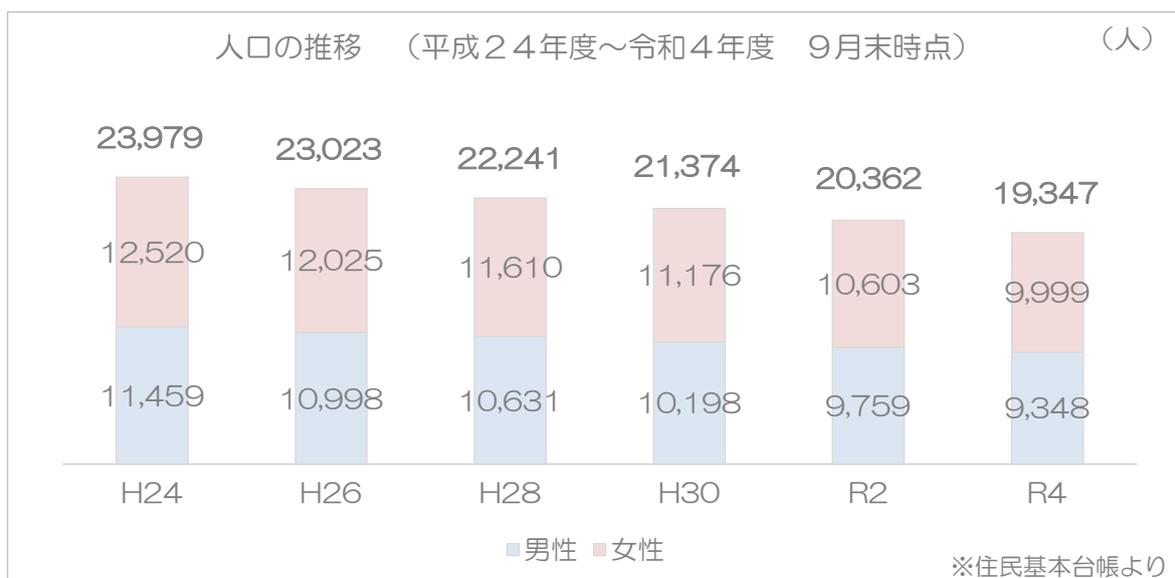
6 計画の体系



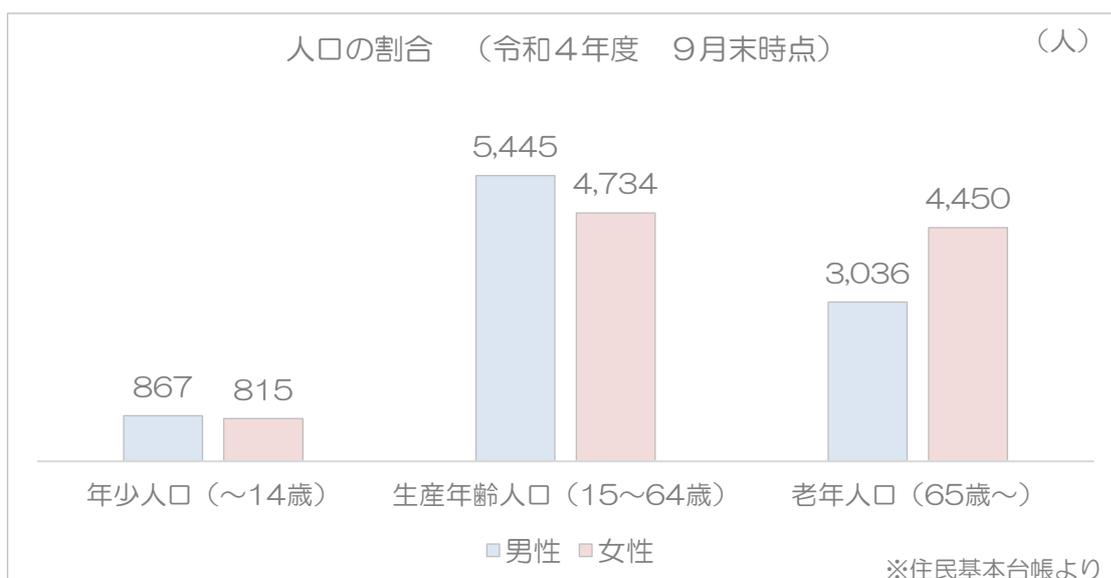
第2章 留萌市における男女共同参画社会に関する現状

1 人口動態

本市の人口は、昭和40年の40,231人をピークに減少に転じ、留萌市男女共同参画基本計画が策定された平成24年度から現在まででは、4,632人が減少しています。（平成24年9月末時点～令和4年9月末時点）

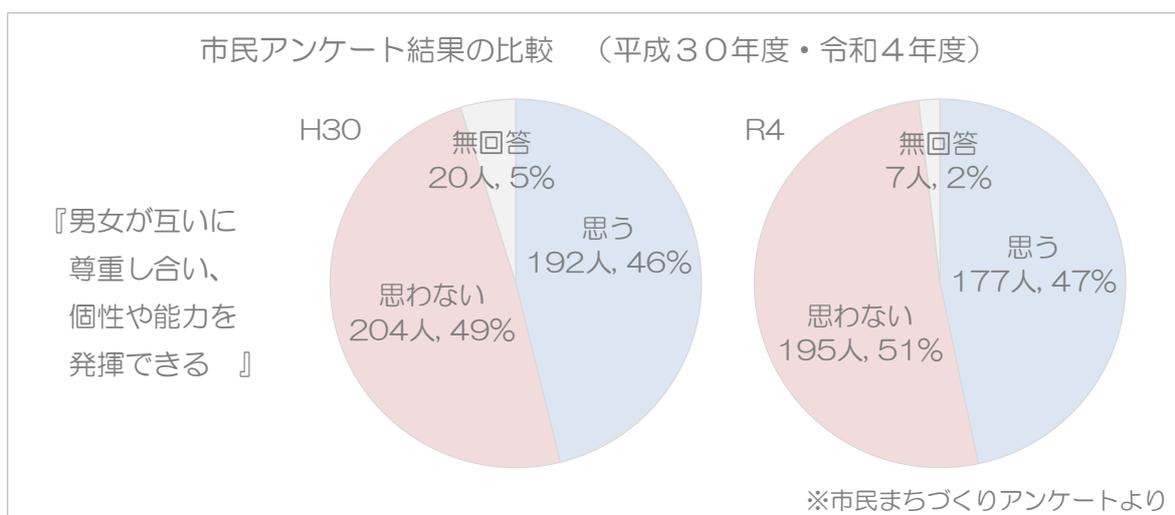


また、年齢区分別にみると、生産年齢人口は男性の方が多いのに対し、老年人口は女性の方が多いことがわかります。

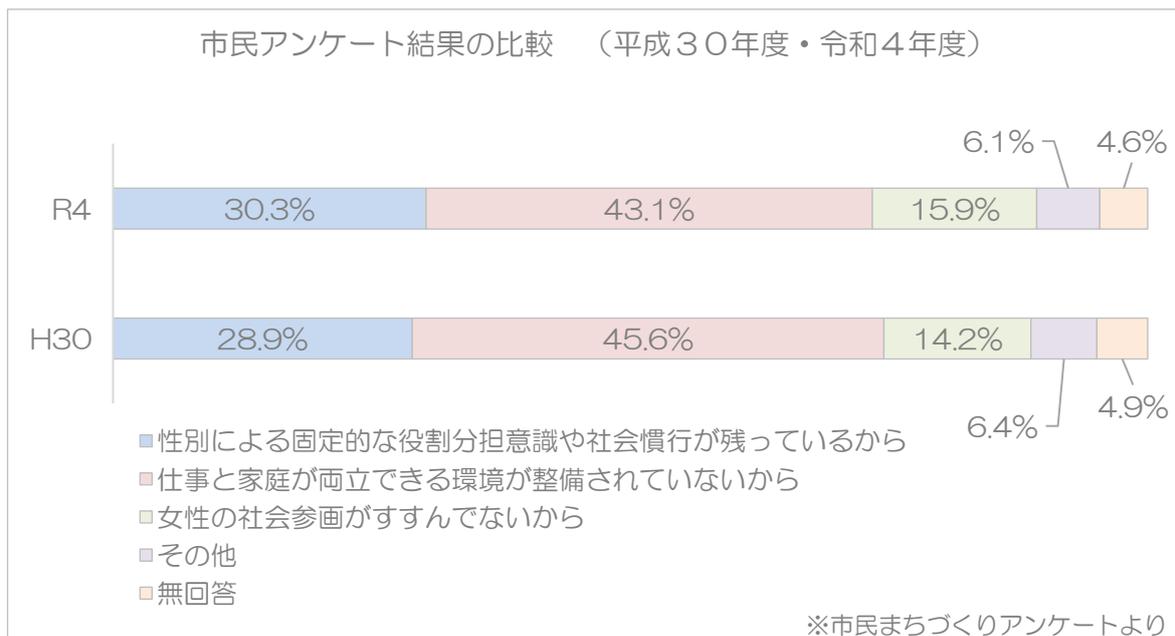


2 男女共同参画に関する認識

令和4年度に実施した市民まちづくりアンケートの結果、「男女が互いに尊重し合い、個性や能力を發揮できる」という設問について、「思う」と回答した方の割合は46.7%、「思わない」は51.4%となっています。平成30年度のアンケート結果と比べると、「思う」と回答した方の割合は微減となっています。



また、上記設問において「思わない」と回答した方に理由を伺ったところ、最も多かった回答は「仕事と家庭が両立できる環境が整備されていないから」、次いで「性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が残っているから」でした。



なお、全設問の回答内容について男女別に整理すると、男女の感覚に違いがあることがわかりました。

次の表のうち、「男女差」欄の数値が大きいほど感覚に違いがあり、数値が小さいほど感覚に違いがないこととなります。

男女差が大きい設問

設 問	男性		女性		男女差	
	思う	思わない	思う	思わない	思う	思わない
水産業に活気がある	40%	57%	52%	46%	12pt	-11pt
地元消費の拡大が図られている	28%	69%	40%	57%	12pt	-12pt
日常生活において、犯罪にあうことなく安心して暮らせる	74%	25%	64%	36%	-10pt	11pt
幹線道路や生活道路が整備されており、安全に通行できる	25%	72%	35%	64%	10pt	-8pt
快適で住みやすい住宅が確保されている	55%	42%	68%	30%	13pt	-12pt

男女差が小さい設問

設 問	男性		女性		男女差	
	思う	思わない	思う	思わない	思う	思わない
公園の整備・緑化の推進への取組が十分行われている	36%	63%	35%	64%	-1pt	1pt
障がいのある人が地域で自立して暮らせる	37%	59%	37%	58%	0pt	-1pt
社会保障制度の周知や適切な運用が行われている	43%	55%	44%	56%	1pt	1pt
小・中学校において充実した教育が行われている	62%	36%	63%	34%	1pt	-2pt
スポーツを楽しむことができる環境が整っている	41%	55%	42%	57%	1pt	2pt

第3章 計画の内容

基本目標 I 男女共同参画の実現に向けた意識の変革

基本方向1 男女共同参画の啓発の推進

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、市民一人ひとりが自分事として男女共同参画を考えることが重要です。

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画できるよう、SNS等の媒体も活用しながら、広報・啓発活動の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 広報・啓発活動の充実

施策	内容	担当
①男女共同観についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌やホームページ等、各種メディアを活用した啓発活動の充実を図ります。 ○ 講演会等の開催により、意識啓発の充実を図ります。 	・ 政策調整課

(2) メディア等における男女共同の理念への配慮

施策	内容	担当
①男女共同の視点に立った表現の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市が発行する広報出版物やホームページ、SNS等において、人権の尊重や男女共同の理念に配慮した表現を用いるよう徹底します。 	・ 政策調整課

(3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進

施策	内容	担当
①国際交流等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画は国際的な取組であることから、国際交流協会等と連携し、交流事業の実施や情報提供に努めます。 	・ 政策調整課

基本方向2 男女共同の視点に立った教育の推進

家庭、学校、社会等で行われる教育や学習は、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育むうえで重要な役割を果たしています。

家庭における育児や介護などは、家族が共同で行うという意識づくりの醸成に努めるとともに、市民があらゆる場面で男女共同参画に関する知識を深めることができるよう、学習機会の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 家庭における男女共同教育の推進

施策	内容	担当
①男性の育児参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両親がともに育児に関わることが重要であるため、父子健康手帳^(※)等の媒体を用い、男女共同観の意識啓発を図ります。 ○ 父親を対象とした講習会の開催など、育児参加の意識啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療課 ・子育て支援課
②親への学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援センター等での講演会など、あらゆる学習の機会を通じて親子同士の交流を深める子育て支援の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援課

(2) 学校における男女共同教育の推進

施策	内容	担当
①男女共同教育実践研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各教科における学習内容や指導方法など、子どもの発達段階や学校の実態を踏まえ、男女共同教育の実践に向けた取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育政策課
②技術・家庭科教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術・家庭科について、男女共同参画における必要な基礎的能力・知識及び技術が習得できるよう、学習機会の保障と充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育政策課

※父子健康手帳

出産や育児等、生活の記録として活用する手帳。留萌市では、お父さんも積極的に育児に参加していただきたいという想いを込めて、母子健康手帳交付時に併せて交付している。

施策	内容	担当
③進路指導の充実	○ 児童生徒が性別にとらわれることのない、自らの進路に関する選択能力や態度を育てるため、勤労観・職業観に関する教育に努めます。	・教育政策課
④学校生活における慣習の検討	○ 男女共同意識の浸透を図るため、各学校・学級において名簿順・席順・学級役員や係分け等について、性別にとられない学校・学級運営や指導に努めます。	・教育政策課
⑤教職員などの研修	○ 学校において、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるために、教職員などに対する研修の機会を提供し、男女共同参画の視点にたった指導の必要性について意識啓発を図ります。	・教育政策課
⑥性教育の充実	○ 男女がお互いの人格を尊重しあえる態度を育てるとともに、適切な意思決定や行動選択のための資質・能力を培うため、発達段階に応じた性教育の充実を図ります。	・教育政策課

(3) 社会における男女共同教育の推進

施策	内容	担当
①学習プログラムの検討	○ 様々な学習プログラムを提供することにより、市民や社会のニーズに応じた学習機会の充実を図ります。	・生涯学習課
②社会教育団体への支援	○ 市民が主体的に実施する生涯学習活動への支援や、SNS 等を通じた情報提供の充実を図ります。	・生涯学習課
③生涯学習機会の拡充	○ 図書館における人権に関する図書の実践や、ホームページ等での情報提供により、市民の学習機会の充実を図ります。 ○ 男女がともに学べる場の提供や講座の開発に努めます。 ○ 各種団体の活動に助成を行うことで、生涯学習機会の拡充を図ります。	・生涯学習課 ・政策調整課

基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向1 女性活躍の機運醸成と見える化の推進

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域においてもその活動分野の拡大が進んでいますが、広く女性の活躍推進の機運を醸成し、女性が活躍できる環境づくりを促進することが重要です。

関係団体と更なる連携を図るとともに、関係団体等の情報発信に努めます。

【主な取組】

(1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築

施策	内容	担当
①女性団体などとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画を推進するための活動を自主的に行っている市内の女性団体及び関係団体と連携を図るとともに、情報提供などの必要な支援に努めます。 ○ 講座等に関する情報提供に努めるなど、市民などが学ぶ機会の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策調整課

(2) 地域で活躍する女性の「見える」化

施策	内容	担当
②各種団体及び個人の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌やホームページ等において、社会教育関係団体や市民活動団体、生涯学習リーダーバンク※登録者など、女性のみならず様々な団体・個人の紹介を行うことにより、生涯学習機会の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習課 ・ 政策調整課

※生涯学習リーダーバンク

高度化・多様化している学習ニーズに対応するため、地域で活躍する人材の情報を収集し、希望する方に提供する仕組み。

基本方向2 働く場における女性の活躍推進

活力ある社会を創造していくためには、男女が対等にあらゆる分野に積極的に参画し、共に責任を担っていくことが重要ですが、仕事と家事や育児の両立は依然として難しい状況が続いています。

雇用に関する啓発や女性の就業に対する支援、保育サービスの充実など、男女を問わず様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会の構築に向け、あらゆる取組を推進します。

【主な取組】

(1) 政策・方針決定への女性の参画拡大

施策	内容	担当
① 審議会への女性委員登用	○ 女性委員登用の必要性の啓発とともに、幅広い周知に努めながら、女性委員の登用率向上に向けた取組を推進します。	・ 総務課
② 企業への啓発運動の推進	○ 女性の登用や職域拡大を図るため、国・道・関係機関と連携を図りながら、企業への啓発活動の充実を図ります。	・ 経済港湾課
③ 市職員研修の充実	○ 今後も研修への参加機会の均等を図りながら、女性職員の管理職等への育成等、性別に関わらず能力を発揮し組織に貢献する意識啓発を図ります。	・ 総務課

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

施策	内容	担当
① 職場環境整備のための啓発	○ 男女がともに意欲と能力を発揮できるよう、国や道などと連携し、関係法令や各種制度の周知啓発を図ります。 ○ セクハラ・マタハラなどの防止に向けた広報・啓発など、働きやすい環境づくりを推進します。	・ 経済港湾課
② 企業を対象とした研修会・講演会などの開催	○ 国・道・関係機関と連携し、企業や労働者を対象としたセミナー等の開催など、啓発活動の充実を図ります。	・ 経済港湾課

(3)働きたい女性の就労・雇用継続支援

施策	内容	担当
①社会的な自立支援	○ 起業者への助成事業や就労意識の変革につながるセミナー等を開催し、経済的・社会的な自立を支援します。	・ 経済港湾課
②能力開発の推進	○ 男女がともに働き続けられる環境づくりのため、就労に必要な資格や技能の習得を支援します。	・ 経済港湾課
③働く女性の労働実態状況の把握	○ 統計調査の情報確認や、留萌商工会議所と連携した事業所アンケートの実施など、女性の就労状況の把握に努めます。	・ 経済港湾課 ・ 政策調整課

(4)パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

施策	内容	担当
①パートタイム労働 ・ 内職相談	○ 「パートタイム・有期雇用労働法」や「労働者派遣法」の周知など、適正な労働条件の確保に向けた広報のほか、労働相談窓口を設置します。	・ 経済港湾課

(5)育児の支援体制の充実

施策	内容	担当
①地域子育て支援相談センター事業	○ 地域に密着した「子育て支援相談所」の機能を充実させ、子育てに不安を抱える家庭を支援します。	・ 子育て支援課
②子育て世代包括支援センター事業	○ 母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、令和5年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師等を配置することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を行います。	・ 子育て支援課
③子育てサークルの育成・支援	○ 子育て支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育て支援サークルに対して必要な支援を行います。	・ 子育て支援課

施 策	内 容	担 当
④特別保育	○ 多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育施設と連携し、保育士確保を図ります。	・ 子育て支援課
⑤児童健全育成補助事業	○ 国の放課後児童対策や保護者のニーズ等を十分に勘案しながら、「留守家庭児童会(※)」を開設します。	・ 子育て支援課
⑥母親クラブ活動の充実	○ 母親クラブ(※)の児童センターとの連携・協力による各種事業に対し、補助金の交付を行い、支援します。	・ 子育て支援課
⑦多様な生活体験の場の拡充	○ 多様な生活体験を通じ、児童の健全で情操豊かな成長を促します。	・ 子育て支援課
⑧子育てに配慮したまちづくり	○ 女性の社会進出や子連れでの外出のサポートなど、子育てのしやすい環境を整備します。	・ 子育て支援課
⑨子どもの遊び場環境整備	○ 子育て支援施設のあり方について、学校の統廃合や国の子育て支援制度を踏まえて検討します。 ○ 公園施設（遊具等）の健全状態を把握しながら、計画的に更新や補修を進めていきます。	・ 子育て支援課 ・ 都市整備課

※母親クラブ

各児童センターに組織されている、子どもの健全育成を支える保護者及び地域組織。

※留守家庭児童会

保護者などが仕事・病気などの理由によって、昼間家庭で保護・指導できない児童のために、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に開設するもの。

基本方向3 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進

農林水産業や農山漁村地域^(※)において女性は重要な役割を担っており、「田園回帰^(※)」の動きがみられる中、農林水産業や農山漁村との関わりを志向する都市部の女性が増えていると言われています。

農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい環境を整備することが重要であり、市や関係機関が連携しながら、様々な支援に努めます。

【主な取組】

(1) 農林水産業・自営業における男女共同参画の促進

施策	内容	担当
①男女共同の促進	○ 関係団体等への情報提供の充実を図ります。	・農林水産課
②仲間づくり・人づくりの推進	○ 女性農家グループが開発した乾燥野菜が商品化され既に自走していますが、必要に応じて側面支援を行いながら、農村女性の活性化、機運の醸成を図ります。	・農林水産課
③女性の就業労働環境整備	○ 過重労働の軽減や快適な就労環境の実現に向け啓発を行うとともに、スマート農業 ^(※) の普及などによる就業労働環境の変化を反映させた家族経営協定 ^(※) の締結の促進を図ります。	・農業委員会

※農山漁村地域

周辺に農地や森林が広がり、農林漁業が盛んな地域。

※田園回帰

過疎地域において都市部からの移住・定住の動きが活発化している現象。

※スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用し、省力化・精密化・高品質生産等を推進する新たな農業。

※家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、方針や役割、就業条件などを家族全員の総意で取り決めること。

基本方向4 地域社会における男女共同参画の促進

地域社会を豊かにするためには、男女を問わず多様な主体が連携して身近な課題を解決していくことが大切です。地域における男女共同参画を誰もが共に考え、地域の実情に合った方法で参画できるよう、啓発や情報提供等に努めます。

また、災害から市民を守るためには、地域の力が特に重要となります。災害は、自然要因と社会要因により被害の大きさが決まると考えられており、性別や年齢等の様々な社会的立場によって影響は異なることから、男女共同参画の視点に配慮し、すべての人にやさしい防災体制の確立を目指します。

【主な取組】

(1) 地域活動の促進

施策	内容	担当
①地域社会における男女共同参画の意識の啓発	○ 自治会やPTA、子ども会活動など様々な地域の活動に対し、男女がともに参画できるよう、啓発の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 政策調整課 生涯学習課 子育て支援課
②地域活動における男女共同参画への支援	○ 各地域で行われている自主的な活動の促進を目的に、活動の場の提供をはじめ、地域活動が円滑に行われるよう支援するとともに、コミュニティ組織づくりの促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 政策調整課
③環境保全への男女共同参画の促進	○ 「リサイクルまつり」や「留萌の街をきれいにする週間 ^(※) 」などの機会を通じて、ごみの減量やリサイクルの重要性についての理解を深め、男女が環境保全活動に参画できるよう、普及啓発等を行い、環境意識の醸成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全課
④消費者活動への男女共同参画の促進	○ 多様な年齢層の消費者が、男女共に自主的かつ合理的に行動できるよう、関係機関が実施する消費者教育等の推進を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 経済港湾課

※留萌の街をきれいにする週間

清潔で住み良い生活環境づくりのため、市民参加により清掃活動を実施する週間。

(5月24日～5月30日、9月24日～10月1日)

施策	内容	担当
⑤地域活動の充実・強化	○ 青少年健全育成団体が実施する事業に対し、協力・支援の充実を図ります。	・子育て支援課
⑥地域福祉活動の推進	○ ボランティアに関する意識啓発を図るとともに、社会福祉関係団体の育成・支援の充実を図ります。 ○ 地域における福祉活動のリーダー的役割を担う民生児童委員の資質の向上と活動の充実を支援するとともに、各町内会と連携し、委員の確保に努めます。	・社会福祉課

(2)防災・災害復興における男女共同参画の促進

施策	内容	担当
①防災組織への女性の参画	○ 自主防災組織(※)や消防団等の防災組織に対し、積極的な女性の参画や意思決定過程への参画を呼びかけます。	・危機対策室
②女性視点を取り入れた防災体制の確立	○ 災害から受ける影響に対する男女の違いに配慮するため、女性視点を取り入れた防災体制を確立します。	・危機対策室
③避難所運営における男女共同参画	○ 避難所における男女のニーズの違い等を考慮し、避難所運営における男女共同参画を推進します。	・危機対策室

※自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

基本方向1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

暴力的行為は、その対象の性別や年齢、加害者と被害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や、未然防止に向けた啓発、関係機関等と連携した被害者の支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 男女共同参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

施策	内容	担当
①暴力根絶及び被害防止に向けた啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性の商品化やストーカー行為、セクハラなど、あらゆる暴力の根絶や被害防止に向けた意識啓発の充実を図ります。 ○ 子育て支援センター等の窓口において関係機関の啓発資料を設置するとともに、ホームページ等を活用しながら、家庭相談室の周知に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策調整課 ・ 子育て支援課
②人権侵害の防止や人権尊重意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旭川人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員や留萌市人権擁護委員と連携し、予防啓発講座の開催や街頭啓発の実施に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課
③相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭相談員及び母子・父子自立支援員を配置し、相談機能の充実を図ります。また、様々な相談対応や情報提供を行うことができるよう、各種研修等に参加し、相談員の質の向上に努めます。 ○ 緊急の場合でも対応できるよう、関係機関等との連携体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援課

基本方向2 みんなが安心して暮らせる環境の整備

母子家庭等のひとり親家庭の増加や、雇用・就業構造の変化等により、生活上の困難に直面する人が増加しています。貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響等を防止するため、相談体制の強化、自立支援などの対策に努めます。

特に女性は、男性よりも非正規雇用労働者の割合が高く、一般的に男性よりも長寿であることから、高齢期の生活や介護の問題の影響を受けやすくなっており、生活安定のための支援の充実を図ります。

【主な取組】

(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々の支援

施策	内容	担当
①母子寡婦福祉資金貸付金	○ ひとり親家庭等の自立を促進するため、母子・父子自立支援員の相談を通じた情報提供に努めます。	・子育て支援課
②児童扶養手当支給事務	○ ひとり親家庭等の生活安定と自立を促進するため、広報誌などを通じて制度の周知に努めます。	・子育て支援課
③ひとり親家庭等医療費助成	○ 保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	・市民課

(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

施策	内容	担当
①地域社会における高齢者の活動支援	○ 高齢者が元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、老人クラブ連合会と連携しながら、老人クラブに対し費用面での支援を行います。	・地域包括支援センター
②社会福祉施設などの整備と充実	○ 第8期以降の介護保険事業計画に基づき、有料老人ホーム等の高齢者のニーズに合った施設整備を行います。	・介護支援課

施 策	内 容	担 当
③高齢者の在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者福祉サービスとして、配食や除雪、緊急通報システム、安否確認訪問等、生活を支えるサービスを実施します。 ○ 障がいのある65歳以上の高齢者が、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用することにより、安心して暮らせるよう生活支援の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター ・ 社会福祉課
④高齢者の在宅介護に関する相談体制と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター(※)の活動周知や機能強化に努めます。 ○ 在宅医療・介護連携推進事業や地域ケア会議(※)の場で、各関係機関との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター
⑤障がい者の生活に関する相談体制と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関や庁内関係部署と連携しながら、身近な総合相談窓口として、障がい者の生活をあらゆる面から支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉課
⑥重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身に一定の障がいをもつ方の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民課

※地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、電話、来庁、訪問等による相談対応をしている他、高齢者が要介護状態になることを予防する介護予防事業や、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント等を行っている。

※地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるよう、地域の支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）を構築することを目的とした会議

基本方向3 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが重要であるため、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むことができる機会の充実を図ります。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、性差に応じた健康支援の充実を図ります。

【主な取組】

(1)生涯を通じた健康支援の推進

施 策	内 容	担 当
①健康意識の向上に向けた啓発	○ 広報誌やホームページなどを活用し、生活習慣病予防や健康管理について、市民への普及啓発を行うとともに、各種保健事業への利用勧奨を行います。	・保健医療課
②健康教育の充実と自主的な健康づくりへの支援	○ 事業所等での健康教育、慢性腎臓病予防対策事業など、多くの方に受けていただけるよう、周知や内容などの充実を図ります。 ○ 健康的な生活習慣のためには、食生活がとても重要であることから、自主組織である食生活改善推進員協議会の活動を継続できるよう支援するとともに、活動が衰退しないよう、推進員養成講座を定期的を開催します。	・保健医療課
③健康の維持・増進に向けた活動の促進	○ 「あかしあ大学 ^(※) 」の開設などにより、高齢者の健康維持・増進や生きがい創出、学習機会の提供に努めます。	・生涯学習課

※あかしあ大学

心身の健康管理や社会の諸問題について学習するとともに、豊富な経験や技能を生かし、楽しく生きがいのある生活を送ることができるよう、留萌市が開設する高齢者大学。

施 策	内 容	担 当
④健康診査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康診査の充実や受診者拡大につなげるため、日程等の環境づくりや、周知の強化に努めます。 ○ 生活習慣病の重症化予防のため、<u>特定保健指導</u>(※)の強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療課

(2)妊娠、出産等に関する健康支援

施 策	内 容	担 当
①妊産婦、乳幼児の母子保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健各事業において、保健師と栄養士が妊娠や出産、育児などに関する学習の機会の充実を図ります。 ○ 安心して子どもを産み育てるための必要な支援を提供するため、医療、保健、福祉、教育との連携体制づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療課
②母子保健地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子保健に関する知識を地域に広められるよう、母子保健推進員の育成を継続します。 ○ 地域における子育てのネットワークづくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療課

※特定保健指導

特定健康診査の結果により、特定の検査項目の値が基準値より高かった方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の減少を目的に、保健師や栄養士が対象者個々の生活習慣に合わせた保健指導を実施し、生活習慣や健康状態の改善を目指す。

第4章 総合的な推進

男女共同参画社会の実現に向けて、市民と市役所がそれぞれ主体的に推進を図り、また、国や北海道、他自治体や民間団体などと必要な連携を図ることで本計画の推進を図ります。

1 庁内における推進

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、推進会議を設置するなど、関連部課との連携に努めます。

2 国、北海道、他市町村との連携

本計画の推進にあたり、必要に応じて国や北海道に要請を行うとともに、他自治体や民間団体等とも連携を図りながら、効果的な取組を推進します。

3 市民、団体等との連携

本計画に基づく施策の推進状況や関連施策等について、幅広い市民意見の反映と連携協力を図りながら、推進に努めます。

4 計画の推進管理

本計画で掲げる基本目標や基本方向の実現に向けて、国や北海道の男女共同参画の現状や問題点について把握に努め、各施策の総合的かつ効果的な推進体制の充実を図るとともに、計画の取組状況を管理し、総合的な推進を図ります。

資料編

参考資料

- 1 市民検討会議委員名簿 27
- 2 計画策定までの検討経過 27
- 3 パブリックコメント実施結果 28

関係法令

- 1 男女共同参画社会基本法 29
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 36
- 3 北海道男女平等参画推進条例 49

参考資料

1 市民検討会議委員名簿

第2次留萌市男女共同参画基本計画市民検討会議 委員名簿

氏名	職業・団体
【座長】米倉礼子	女性ネットワーク・るる
菅原敏子	国際ソロプチミスト留萌
櫻庭好子	留萌消費者協会
池田和人	留萌市小中学校長会
加藤健太	留萌市PTA連合会 留萌商工会議所青年部
野呂照幸	連合北海道留萌地区連合会
中野淳平	留萌青年会議所

2 計画策定までの検討経過

年月日	内容
令和4年8月	庁内関係課へ施策実施状況の確認
令和4年9月8日	市民検討会議設置
令和4年10月21日	第1回市民検討会議 (委嘱状交付、概要説明、計画検証)
令和4年11月	庁内関係課へ計画(たたき台)の確認
令和4年12月2日	第2回市民検討会議(計画検証、新計画素案検討)
令和5年1月17日	第3回市民検討会議(新計画案検討)
令和5年2月1日～15日	パブリックコメントの実施
令和5年3月	第2次留萌市男女共同参画基本計画の決定

3 パブリックコメント実施結果

■ 趣旨

平成25年に策定した「留萌市男女共同参画基本計画」が令和5年をもって計画期間が終わりを迎え、男女共同参画社会の実現に向け一層の推進を図るため、「第2次留萌市男女共同参画基本計画」を新たに策定するところであるが、計画策定の参考とするため、市民から幅広くご意見や提案を募集するもの。

■ 手法

市ホームページや市内公共施設において計画（案）を閲覧のうえ、指定様式に必要事項を記入し、電子メール・FAX・市窓口への持参により受付。

■ 受付期間

令和5年2月1日（水）～令和5年2月15日（水）

■ 意見受付件数

3件

関係法令

1 男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を

含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

- 第14条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るた

めに必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規

定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 995 条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第 1305 条、第 1306 条、第 1324 条第 2 項、第 1326 条第 2 項及び第 1344 条の規定 公布の日

2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第16条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に一条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日
二・三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年6月5日法律第24号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日
- 二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 北海道男女平等参画推進条例

平成13年3月30日公布北海道条例第6号
最終改正：平成21年3月31日条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画（第8条）

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策（第9条—第17条）

第3節 道民等からの申出（第18条）

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条—第22条）

第4章 北海道男女平等参画審議会（第23条—第31条）

附則

前文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に1人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

二 男女の人権の尊重に関する事項

三 男女平等参画の普及啓発に関する事項

四 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要なと認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

- 一 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- 二 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- 三 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

（所掌事項）

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員）

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第5号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- 一 学識経験のある者
 - 二 男女平等参画に関係する団体の役職員
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
 - 五 公募に応じた者
- 2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）

第29条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

第2次留萌市男女共同参画基本計画

令和5年3月策定

発行 令和5年3月

編集 留萌市 地域振興部 政策調整課

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

TEL 0164-42-1809

FAX 0164-43-8778

URL <http://www.e-rumoi.jp>